

○ インボイス制度に関するご質問は“ふたば”にご相談ください

インボイス制度に関するご質問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能（AI）を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。


詳しくは、国税庁ホームページ「チャットボット（ふたば）に質問する」へ

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。




○ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

 **令和5年10月から  
消費税インボイス制度が始まります。**

**消費税  
インボイス  
制度**


**登録を予定されている事業者の方へ  
登録申請はお早めに!**

登録申請手続は、  
**かんたん・便利♪**  
**e-Tax**  
をご利用ください!!




- ✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- ✓ 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

**説明会を開催中**

特設サイトへ  


特設サイトでは

① 制度の解説動画  
② AIを活用したチャットボット  
③ インボイスコールセンター  
などをご案内しております

説明会ページへ  


税務署での説明会やオンラインでの説明会をご案内しております。

制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

**国税庁** **消費税** **令和5年10月から**  
**インボイス制度開始**

**インボイス制度の情報は特設サイトへ** 申請はe-Taxで

制度の概要や説明会の開催情報、動画コンテンツ等掲載

e-Taxで登録申請手続きができます  
個人事業者の方はスマートフォンからでも

特集 インボイス制度

下記インボイスコールセンターのほか、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種の相談窓口をご用意しております。

インボイス制度に関わる各省庁等の相談窓口一覧

**補助金などの支援策も**

IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金の支援策があります  
詳しくはこのキーワードで検索 ▼

IT導入補助金  
小規模事業者持続化補助金

**新たな税負担軽減措置**

税負担・事務負担の軽減措置があります  
※税制改正(案)が閣議決定されています

インボイス制度改正案

インボイス制度についての一般的なご質問は「インボイスコールセンター」まで

インボイスコールセンター **0120-205-553** 受付時間 9:00~17:00 (土日祝除く)  
※個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします

**国税庁** **令和5年10月から**  
**消費税インボイス制度が始まります。**

**消費税インボイス制度** **登録を予定されている事業者の方へ**  
**登録申請はお早めに!**

**登録申請手続は、**  
**かんたん・便利♪**

**e-Tax** **をご利用ください!!**

- 「e-Taxソフト(WEB版)」をご利用いただくと、質問に回答していただくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

**説明会を開催中**

税務署での説明会やオンラインでの説明会をご案内しております。

説明会ページへ

制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ インボイスコールセンターなどをご案内しております

# 国税だより（令和5年7月発行分）

## ○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

### 1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となっている税務署に、申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応をお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。

注（1）税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

（2）書面の申告書・申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

### 2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

### 3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関する御相談（納付に関する御相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

### 4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となっている税務署は、下表のとおりです。

名 称	熊本国税局業務センター
所在地	〒862-8721 熊本市東区東町3丁目2番53号
対象署	熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・天草署・山鹿署・宇土署・阿蘇署
行政指導事務等の集約処理	熊本国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、熊本国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](#) [検索](#)）をご覧ください。

- ◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>）  
パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



# 国税だより（令和5年7月発行分）

## ○ 所得税の確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください

所得税の確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能（AI）を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページ「チャットボット（ふたば）に質問する」へ

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからご利用になれます。



## ○ 「タックスアンサー（よくある税の質問）」のご利用方法等について

国税庁ホームページの「タックスアンサー（よくある税の質問）」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を調べることができます。

また、キーワードや分野等から検索もできますので、是非ご利用ください。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからご利用になれます。



## ○ 国税に関する一般的な相談は「電話相談センター」へ

国税に関する一般的なご質問やご相談は「電話相談センター」をご利用ください。

「電話相談センター」ご利用の際の手順は、次のとおりです。

1 所轄の税務署に電話します。

2 音声案内に従い、「1」を選択します。

※申告相談の事前予約など、直接税務署の職員にご用の方は「2」を選択してください。

3 音声案内に従い、相談したい内容の番号を次の6つの中から選択します。

「1」 個人の方の年金、給与、事業などの所得税

「2」 年末調整などの源泉徴収又は支払調書

「3」 相続税、贈与税、譲渡所得又は財産の評価

「4」 法人税

「5」 消費税（軽減税率制度・インボイス制度を除く）や印紙税

「6」 その他

4 電話相談センターの職員がお受けします。

税務署（電話

）※自動音声案内に従い「1」を選択してください。

# 国税だより（令和5年7月発行分）

## ○ 税務署での来署によるご相談はご予約を

税務署での来署によるご相談は、事前のご予約をお願いします。

国税について来署による相談を希望される場合や相談内容により電話等での回答が困難な場合には、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいた上で、所轄の税務署においてご相談をお受けしております。

ご予約の際には、お名前・ご住所・相談内容等をお伺いいたします。

税務署（電話 ）※自動音声案内

## ○ e-Tax（国税電子申告・納税システム）について

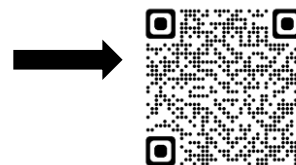
1 e-Taxでは、税務署に出向くことなく、インターネットを利用して所得税、消費税、相続税、贈与税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を行うことができます。

2 税金の納付も、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ダイレクト納付（※）やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用して全ての税目について行うことができます。

※ ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができるものです（ダイレクト納付利用届出書は、個人の方についてはe-Taxにより提出することができます。）。

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp> 又は  ）をご覧ください。パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

税務署（電話 ）※自動音声案内



## ○ e-Taxのメリット

1 所得税等の確定申告をe-Taxで行う場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。）。

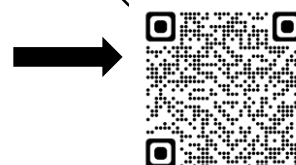
2 自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。

3 e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価です（電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。）。

また、スマートフォンやタブレット端末からでも納税証明書の交付請求が行えます（税務署窓口で受け取れます。）。

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp> 又は  ）をご覧ください。パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

税務署（電話 ）※自動音声案内



## ○ 税務関係書類へのマイナンバーの記載と本人確認

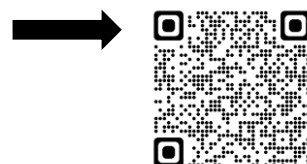
個人の皆さまが税務署へ申告書や申請書等を提出する際には、毎回、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

なお、e-Taxを利用して申告書や申請書等を提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ (<https://www.nta.go.jp> 又は **国税庁** **検索**) にある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

税務署（電話 ） ※自動音声案内



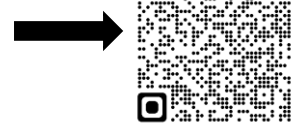
## ○ マイナンバーカードの積極的な取得について

マイナンバーカードは、e-Taxによる確定申告での利用、各種証明書のコンビニでの取得、健康保険証利用、公金受取口座の登録等、大きなメリットがあるカードです。

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、今後、マイナポータル連携により自動入力される情報は順次拡大され、年末調整・確定申告手続が更に簡便化されます。

マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードの取得が必要となりますので、マイナンバーカードを取得されていない方は、お早めの申請をお願いいたします。

マイナポータル連携については、国税庁動画チャンネルからも確認できます。



**マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ**

マイナンバー総合フリーダイヤル <b>0120-95-0178</b>	マイナンバー 平日 9時30分～20時00分 土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く） 紛失・盗難によるマイナンバーカードの 一時利用停止については24時間365日受付	<b>マイナンバーカードの 申請方法はこちら</b>  
<b>■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合</b>		
マイナンバーカード等 <b>050-3818-1250</b>	その他のお問合せ <b>050-3816-9405</b>	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese. マイナンバー制度について Inquiries about My Number System <b>0120-0178-26</b>
		マイナンバーカード等 Inquiries about My Number Card etc. <b>0120-0178-27</b> <a href="https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/">https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/</a>

# 国税だより（令和5年7月発行分）

## ○ 契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税が掛かるものがあります。

印紙税が掛かる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、20種類に分類されています。

印紙税は、印紙税の掛かる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパンフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税が掛かるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

- 1 覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
- 2 申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税が掛かる場合があります。
- 3 仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税が掛かります。
- 4 レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税が掛かります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧ください、個別のご相談は最寄りの税務署へお尋ねください。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

税務署（電話 ）※自動音声案内



## ○ ちょっと待って！インターネットオークションでお酒を販売するには免許が必要です

入手困難な焼酎等のお酒をインターネットオークションで継続的に出品し販売するには、酒類販売業免許が必要なことをご存じですか？酒類の販売業をしようとする方は、販売場を所轄する税務署長から通信販売酒類小売業免許を受ける必要があります。

無免許販売を行った場合、酒類の没収、罰金等処罰の対象となりますのでご注意ください。

酒類の販売業に該当するかどうかなど、お分かりになりにくいことがありましたら、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧くださいか、●●税務署酒類指導官へお尋ねください。

●●税務署（電話●●●●—●●●●—●●●●●●）※自動音声案内

※ 文中に記載された「●●」等につきましては、以下のとおり掲載して頂きますようよろしくお願いいたします。

	●●税務署酒類指導官	●●税務署（電話●●●●—●●●●—●●●●●●）※自動音声案内
熊本県	熊本西税務署酒類指導官	熊本西税務署（電話096-355-1181）※自動音声案内
大分県	大分税務署酒類指導官	大分税務署（電話097-532-4171）※自動音声案内
宮崎県	宮崎税務署酒類指導官	宮崎税務署（電話0985-29-2151）※自動音声案内
鹿児島県(大島税務署管内を除く。)	鹿児島税務署酒類指導官	鹿児島税務署（電話099-255-8111）※自動音声案内
鹿児島県(大島税務署管内)	大島税務署酒類指導官	大島税務署（電話0997-52-4321）※自動音声案内